

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱

〔 平成 18 年 9 月 27 日
保健福祉局理事決裁 〕
最近改正 令和 2 年 3 月 24 日

（目的）

第 1 条 札幌市障がい者相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制を構築することを目的とする。

（実施主体及び指定法人への事業の委託）

第 2 条 相談支援事業の実施主体は、札幌市とする。ただし、事業の運営については、札幌市長が別記 1 の基準に照らしてあらかじめ指定する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等（以下「指定法人」という）に委託するものとする。また、当該法人は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

2 指定法人の指定にあたっては、公募による企画競争を行うこととし、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成 27 年 3 月 25 日財政局契約管理担当局長決裁）に基づき設置した企画競争実施委員会において選定された契約候補者を指定するものとする。なお、良好な事業実績が確認できる場合は、引き続き指定することができるものとする。

（事業運営）

第 3 条 前条により委託を受けた指定法人においては、法第 51 条の 19 に規定する一般相談支援事業所、法第 51 条の 20 に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。）第 24 条の 28 に規定する障害児相談支援事業所を兼ねた 1 つの事業所（以下「指定事業所」という。）において相談支援事業を運営するものとする。

（利用対象者）

第 4 条 相談支援事業の対象者は、地域において生活支援を必要とする身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、重症心身障がい者（児）、精神障がい者のほか、発達障がい、高次脳機能障がい、難病、若年認知症等、各種の障がい当事者、関係者等とする。

(事業内容)

第5条 指定法人は、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、次に掲げる事業内容を実施することとする。障がい者ケアマネジメントとは、障がい者（児）の地域における生活支援をするために、希望する本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

- (1) 福祉サービスの利用に関する支援
- (2) 社会資源の活用に関する支援
- (3) 障がいや病状の理解に関する支援
- (4) 健康、医療に関する支援
- (5) 不安の解消、情緒安定に関する支援
- (6) 保育、教育に関する支援
- (7) 家族関係、人間関係に関する支援
- (8) 家計、経済に関する支援
- (9) 生活技術に関する支援
- (10) 就労に関する支援
- (11) 社会参加に関する支援
- (12) 余暇活動に関する支援
- (13) 権利擁護に関する支援
- (14) 地域に対する援助業務
- (15) 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2に規定する札幌市自立支援協議会（相談支援部会、設置場所の区の地域部会等）の運営への参加
- (16) 法第51条の20に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28に規定する障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援（事業所間の相談受け入れ調整を含む）

(職員配置等)

第6条 指定法人は、相談支援事業の実施にあたって、指定事業所に以下の職員を配置しなければならない。

- (1) 管理者

障がい者相談支援事業を統括する管理者を1名配置する。管理者は障がい者相談支援事業に差し支えない範囲で常勤専任職員又は他の事業との兼務を認めることとする。

- (2) 相談員

常勤換算方法（障害福祉サービス事業所の例による）により計算された相談員を3.0名配置することを基本とし、そのうち2名以上は常勤専任職員とする。当該相談員については、次のアからエの要件を満たすものとする。また、札幌市長が特に必要と認める場合は、常勤専任職員を増員するものとする。

ア 相談員は、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者であること。

（ア） 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、公認心理師等の専門職の資格を有すること。

（イ） 相談支援従事者研修（基礎）又は障がい者ケアマネジメント従事者研修（基礎）を修了又は修了見込であること。

（ウ） 障がい児者の相談・援助業務に係る十分な経験を有していること。

イ 常勤専任職員のうち1名は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に基づく相談支援専門員であること。

ウ 年齢、性別、職務経験などのバランスを考慮した配置に努めること。

エ 相談員としての勤務時間を週20時間以上とし、兼務は相談員としての業務に支障がなく、相談員としての能力・経験の向上に資する業務に限ること。

2 障がい児者に対する虐待事案に係る対応を行う虐待対応員を配置するものとする。

（開所時間等）

第7条 指定法人は、指定事業所を1週間に40時間以上かつ週5日以上開所すること。ただし、当該週に札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第2項又は第3項の休日等がある場合は除く。

2 指定法人は、従事者のうち1名は指定事業所内で相談受付体制を取るよう努めるものとする。

（業務実施上の留意事項）

第8条 指定事業所は、次の各号に留意して業務を遂行しなければならない。

《自己決定と主体性》

（1） 利用者の自己決定と主体性を尊重しなければならないこと。

《権利擁護とエンパワメント》

（2） 利用者の権利擁護とエンパワメントにも十分留意しなければならないこと。

《責任制》

（3） 障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に相談支援を実施しなければならないこと。その際、地域における相談支援の円滑な遂行に配慮して、計画相談支援等他の事業所に対応可能な相談支援について適切に引き継ぎ、緊急性のある相談支援や他の事業所に対応困難な相談支援（計画相談支援の対象とならない事例等）を積極的かつ真摯に引き受ける等地域での役割分担に留意するものとする。

《独立性》

（4） 本事業の目的を達成するために、所属している施設等とは独立した立場で相談支援を実施しなければならないこと。

《中立性、公平性》

（5） 特定の事業者に偏ることがないよう中立かつ公平な相談支援を実施しなければな

らないこと。

《プライバシーの尊重》

- (6) 利用者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

《相談に関する権利保障》

- (7) 利用者に対し、意に沿わない場合は相談をいつでもやめることができること及びいつでも苦情が言えることを明確に伝え、それらの実効性についても適切に確保しておかなければならないこと。

《他の関係機関との連携》

- (8) 日頃からの情報交換等によって、関係機関と円滑な関係づくりを図ること。

《自己研鑽》

- (9) 本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めること。

《人材育成、資質向上》

- (10) 北海道及び札幌市(自立支援協議会を含む)、基幹相談支援センターが主催する研修には業務として従事者を参加させること。なお、その他の研修などについても、人材育成・資質向上の観点から業務として極力参加させること。

《地域責任性》

- (11) 利用者の希望、利便性を優先しつつ、設置場所の区内に居住地がある利用者には特に責任を持って対応すること。

(管理者の留意事項)

第8条の2 管理者は、別記1(1)の指定に係る厚生労働省令が定める事業の人員及び運営に関する基準において規定されている管理者の責務に関し、障がい者相談支援事業を実施するにあたっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 当該基準に規定する管理者の責務に係る相談支援専門員等及び業務の一元的管理について、支援事例に対する適切な進捗管理と助言を行うこと。
- (2) 当該基準に規定する勤務体制の確保等について、労働関係法令や就業規則等を遵守するとともに、従事者の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組むこと。
- (3) 当該基準に規定する衛生管理等に係る清潔の保持及び健康状態の管理については、従事者の心身の健康及び安全の確保を含むものであり、従事者の安全と安心を脅かす事例の収集・要因分析・対応策の検討・実施を適切に行うこと。

(機能強化)

第9条 指定法人は、相談支援事業の機能を強化するため、第5条及び本条第1号及び第2号に定める業務を行うこととする。また、これらの業務に加えて、次の第3号から第5号の業務を実施することができる。

(1) 住宅入居等支援業務

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に際して、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居時に必要な支援及び居住継続に必要な支援を実施する。

ア 利用対象者は賃貸契約により札幌市内の一般住宅への入居を希望する者又は居住している者であって、次の各号で定める要件を満たす者とする。

（ア） 第4条に規定する各種の障がい当事者であること。

（イ） 保証人の確保が難しい等の理由により入居時の支援又は居住継続のための支援を必要としている者であること。

（ウ） 原則として、入居後に単身で生活する者であること。

（エ） 入居時及び入居後に必要な諸費用を負担できる能力があること。

（オ） 住宅入居等支援の利用により地域で自立した生活ができる者であること。

イ 従事者は、住宅入居等支援を希望する障がい者等であって前号に該当する者を利用登録させたうえで、次に掲げる支援を実施する。

（ア） 入居時に必要な支援

- a 入居可能な一般住宅を探すための支援
- b 賃貸借契約締結についての支援
- c 保証人の確保等についての支援
- d 入居に際して必要となる福祉サービス等の利用援助
- e 緊急時等における支援体制のコーディネート
- f その他、入居に際し必要となる支援

（イ） 居住継続に必要な支援

- a 日常生活の指導及び支援
- b 家主及び近隣住民との関係調整や助言
- c 関係機関等との連絡調整
- d 緊急時等における支援
- e その他、居住継続に必要となる支援

(2) 虐待対応業務

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 32 条に規定する届出や届出の受理、相談や指導及び助言について、区役所、札幌市障がい者虐待相談事業等と連携して行う。

(3) ピアサポーター配置業務

地域で生活する障がい当事者をピアサポーターとして1名以上配置し、次のアからウの業務を行う。ピアサポーターは、第6条で規定した相談員以外の者を配置することとし、業務に支障のない範囲で、他の施設や事業所の職務と兼務することができる。

ア 他の従事者との連携による個別の相談支援業務

イ 障がい当事者のエンパワメントを目的とした、当事者主体の勉強会や地域への啓発活動等

ウ その他、札幌市長が認めた業務

(4) 地域支援員配置業務

常勤職員を1名以上配置し、次のアからウの業務を行う。地域支援員は、業務に支障のない範囲で、第6条で規定した相談員等と兼務することができる。

ア 地域福祉活動者・団体への支援

見守り活動に対する専門的な助言、災害時要配慮者避難支援活動の推進への協力、地域における障がい者の理解促進活動の支援等

イ 行政機関、関係機関等との連絡調整

高齢福祉分野及び児童福祉分野等との連携による切れ目のない支援体制の構築

ウ その他、札幌市長が認めた業務

(5) 基幹相談支援センター運営業務

法第77条の2に規定する基幹相談支援センターとして、同条の2第1項の事業（法第77条第1項第4号に係る事業は除く）に加えて、次のアからキの事業及び業務を行う。この業務においては、第6条の規定にある「3.0名」は「4.0名」、第6条第1項第2号のイの規定にある「1名」は「2.0名」に読み替えるものとする。また、運営に当たっては別記2の基準も満たすこと。

ア 本要綱に規定する委託事業の支援業務

イ 法に規定する計画相談支援の推進業務

ウ 児童福祉法に規定する障害児相談支援の推進業務

エ 法に規定する地域相談支援の推進業務

オ 障がい当事者による相談支援活動の支援業務

カ 札幌市自立支援協議会の事務局業務

キ その他、札幌市長が認めた業務

2 前項第5号の業務を実施する指定法人は、基幹相談支援センターの業務として、委託事業を実施する事業所間の業務の均衡を図るため、札幌市自立支援協議会相談支援部会と連携しつつ、必要な事項を調整することができる。

(報告)

第10条 指定法人は、札幌市長に対し、当該月の相談内容、生活支援の実施状況等について、翌月10日までに報告するものとする。

(委託料の算出方法)

第11条 第2条による委託を行う場合の委託料は、別記3に定められた方法で算出された額とする。

(契約締結方法)

第12条 この事業は、特定随意契約により行うものとする。

(契約の手続)

第13条 契約締結にあたっては、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）及び札幌市物品・

役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日、財政局理事決裁。以下「事務取扱要領」という。）、その他関係規程の手続によるものとし、下記の手順によるものとする。

(1) 申出書の徴取

受託を希望する指定法人から、「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託等申出書」（様式 1。以下「申出書」という。）を徴する。

(2) 役務の調達伺

(1) の申出書の提出があった指定法人について、事務取扱要領第 91 条の規定に準じ、「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託契約候補者選考調書」（様式 2）を作成した上で、第 11 条に定められた委託料その他の契約条件を「札幌市障がい者相談支援事業実施業務の契約条件について」（様式 3）により提示し、「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託承諾書」（様式 4）を徴する旨の役務の調達伺を行う。

(3) 契約締結伺

受託を希望する指定法人から、前号に規定する承諾書の提出を受け、契約を締結する。契約書は様式 5 によるものとする。

(費用の支弁)

第 14 条 相談支援事業に要する費用は、予算額の範囲内で支弁するものとする。

(調査・指導・助言)

第 15 条 札幌市長は、指定法人に対し、別に定める基準に従い実施状況の調査・助言・指導を行うことができる。

また、調査の結果、本事業の機能を十分果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(協議)

第 16 条 第 9 条第 1 項第 3 号から第 5 号の業務、第 6 条第 1 項第 2 号後段に規定する常勤専任職員増員のための措置、別記 3 の有資格者配置事業所加算をそれぞれ希望する指定法人については、別に定める様式により、年度ごとに札幌市長に協議し、承認を受けるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1（第 2 条関係）

【札幌市長が定める指定法人の指定基準】

- (1) 札幌市から法第 51 条の 19 に規定する一般相談支援事業所、同法第 51 条の 20 に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第 24 条の 28 に規定する障害児相談支援事業所として、いずれも指定を受けている事業所を有すること。
- (2) 指定事業所は、特定の社会福祉施設等に属さず独立した場所に設置されていることが望ましいこと。ただし、これによらない場合は、専用の面接室、電話、FAX、メールアドレス等の、相談支援の独立性を確保する方策が講じられていること。
- (3) 指定事業所については、交通の利便性を考慮し、利用しやすい場所とするとともに、利用者が相談しやすい面接環境、夜間休日にも対応可能な体制が整えられていること。
- (4) 相談支援に関する活動の実績があること、または、事業の実施に関わる計画が適切と認められること。
- (5) 相談支援事業の運営及び経理は、同一法人内の他事業と明確に区分されていること。
- (6) 苦情を解決するために必要な方策が講じられていること。
- (7) その他、第 8 条に規定する業務遂行上の留意事項を確実に実施できる体制にあると認められること。
- (8) その他、札幌市長は、札幌市自立支援協議会の意見を聴きながら、認定に必要な基準を設けることができる。

別記 2（第 9 条第 1 項第 5 号関係）

【基幹相談支援センターの基準】

- (1) 本要綱に規定する委託事業を 5 年以上受託している指定法人であること。
- (2) 札幌市が指定する場所にて、別記 1 (1) に規定する指定事業所を運営すること。
- (3) 基幹相談支援センターの運営及び経理は、同一法人内の他事業と明確に区分されていること。
- (4) 苦情を解決するために必要な方策が講じられていること。
- (5) 第 9 条に規定する業務を確実に実施できる体制にあると認められること。
- (6) 札幌市自立支援協議会の委員を中心に構成する札幌市基幹相談支援センター運営委員会を設置し、事業計画等について意見を聴取し、運営の中立性を確保すること。

別記3（第11条関係）

【委託料の算出方法】

下表の該当項目ごとに加算して委託料を算出する。ただし、1年に満たない場合は月割とし、1か月未満の端数月が生じた場合、切上げにより月数を計算する。また、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てて算出する。

項目	委託料
基本（指定管理者による運営、基幹相談支援センターの場合は対象外）	13,898,000 円
ピアサポーター配置事業所	3,176,000 円
地域支援員配置事業所	3,682,000 円
常勤専任職員増員（一人につき）	4,012,000 円
基幹相談支援センター	20,363,000 円
有資格者配置事業所（一人につき）※	296,000 円

※ 有資格者配置事業所については、常勤専任職員のうち、第6条第1項第2号ア（ア）に規定する資格を2つ以上所持し、かつ同条同項同号ア（ウ）のうち障がい児者相談支援にかかる5年以上の実務経験者を対象に、予算の範囲内で加算を行う。なお、常勤専任職員として配置されていた相談員が、育児等の事情により一時的に所定労働時間より短時間の勤務となっている間は、30時間以上の勤務で常勤専任職員とみなして加算の対象とすることができる。

札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託等申出書

年 月 日

法 人 名
(申出人) 代表者住所
代表者氏名

印

(あて先) 札 幌 市 長

下記 1 ～ 2 に係る障がい者相談支援事業実施業務について受託いたしたく、
関係書類を添えて申し出いたします。併せて、当法人は下記 4 に掲げる事項に
該当しないことを申し出いたします。

記

1 受託業務内容

受託希望の業務を○で囲んでください

- ・ 札幌市障がい者相談支援事業実施業務
- ・ 札幌市障がい者相談支援事業実施業務（ピアサポーター配置業務を含む）
- ・ 札幌市障がい者相談支援事業実施業務（地域支援員配置業務を含む）
- ・ 札幌市障がい者相談支援事業実施業務（地域支援員配置業務）
- ・ 札幌市障がい者相談支援事業実施業務（ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む）
- ・ 札幌市障がい者相談支援事業実施業務（基幹相談支援センター運営業務）

2 受託期間

自 年 月 日 至 年 月 日

3 全部事項証明書

別紙のとおり

4 申出事項

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者該当する者。
- (3) 札幌市との入札、契約等において、次に掲げる事項に該当する者又はそ

様式 1

の者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しないもの。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げたもの

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託契約候補者選考調書

札幌市障がい者相談支援事業実施業務の委託契約候補者の案は、下記のとおりとする。

年 月 日

被指名者選考委員会

委員長 障がい保健福祉部長 印

出席委員 障がい福祉課長

企画調整担当課長

自立支援担当課長

事業管理係長

契約候補者名

法人名（指定年度）	対象実施業務	年間委託予定額

特定随意契約とする理由

根拠法令等

札幌第 号
年(年) 月 日

様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

〇〇度札幌市障がい者相談支援事業の委託契約に係る実施法人の指定
及び各種加算の承認結果並びに契約条件について

平素より、本市障がい者福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

標記事業の業務委託につきまして、事前協議書の内容等を審査した結果、貴法人を〇〇度札幌市障がい者相談支援事業を実施する法人として指定いたします。また、常勤専任職員増員加算、ピアサポーター配置加算、地域支援員配置加算、有資格者加算の承認結果についても下記 1 のとおりお知らせします。

なお、これらの加算は年度ごとに札幌市長に協議し、承認を受けるものとしているため〇〇年度も引き続き委託することを保証するものではありませんので、ご注意願います。

さらに、〇〇年度の札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託の契約条件に付きまして、下記 2 のとおり決定いたしましたので、この契約条件についてご承諾いただき、受託を希望する場合は、「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託承諾書」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 機能強化業務等の承認について

- (1) 常勤専任職員増員加算について
- (2) ピアサポーター配置加算について
- (3) 地域支援員配置加算について
- (4) 有資格者加算について

ア 審査内容

常勤専任職員のうち、障がい者相談支援に係る実務経験を 5 年以上有し、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士等の国家資格のうち 2 つ以上有するものを加算対象者として選定しました。

様式 3

イ 対象者

ウ 事業実施に際しての留意点

有資格者加算対象者が退職する場合には、有資格者加算対象者と同程度の国家資格・実務経験を有する職員を配置するよう努めてください。

2 契約条件について

(1) 契約相手方

(2) 事業所名、事業所所在地、委託料

事業所名	事業所所在地	委託料
------	--------	-----

(3) 受託業務内容

札幌市障がい者相談支援事業実施業務

(4) 受託期間

自 年 月 日 至 年 月 日

(5) 契約条件

- ・札幌市障がい者相談支援事業実施要綱
- ・契約条項及び仕様書

(6) 承諾書の提出期限

別紙「札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託承諾書」を〇〇年〇月〇日（〇）までにご提出願います。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい福祉課 担当:〇〇

TEL:211-2936 Fax:218-5181

E-mail syurou-soudan@city.sapporo.jp

札幌市障がい者相談支援事業実施業務委託承諾書

年 月 日

法 人 名

代表者住所

代表者氏名

印

(あて先) 札 幌 市 長

年 月 日付札幌第 号により提示のあった下記業務の契約内容について承諾いたします。

記

1 事業所名、事業所所在地、委託料

事業所名	事業所所在地	委託料

2 受託業務内容

札幌市障がい者相談支援事業実施業務

3 受託期間

自 年 月 日 至 年 月 日

4 全部事項証明書（下記のいずれかに○をつけてください）

別紙のとおり・申出書に添付のとおり

契 約 書

役務の名称

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

- | | | | |
|---|--------|----------|---------|
| 1 | 契約金額 | 金 | 円 |
| 2 | 履行期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 | 契約保証金 | 免除する | |
| 4 | その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
委託者 札 幌 市
市 長 秋 元 克 広

受託者

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の役務の調達契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づき、別紙の業務仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、別表に定める各期間の役務を完了したときは、遅延なくその旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

<通常払の場合>

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表に定める期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内(以下「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、「約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

6 委託者は、民法(明治29年法律第89号)第143条に規定する暦による計算を行い、受託者が札幌市障がい者相談支援事業実施要綱第6条に定める職員数(同条第1項第2号柱書に掲げる常勤換算方式による)を配置できない期間が2月を超える場合は、その期間及び不足する職員数に応じて、1月0.5人あたり154千円を減額するか又は既に支払った契約金額から返還を求めることができる。ただし、職員が

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の定めによる休暇・休業を取得した場合で、給与の全額を支給している期間は、配置日数に含めることができる。なお、月途中の配置は、通常勤務日の 2 分の 1 以上の配置日数を満たしている場合は、1 月とみなすものとする。

<前金払の場合>

第 10 条 受託者は、別表に定める各期間の契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に前項の契約金額を前金払で支払うものとする。

3 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第 1 項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

4 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第 1 項の契約金額の支払を保留することができる。

5 委託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 143 条に規定する暦による計算を行い、受託者が札幌市障がい者相談支援事業実施要綱第 6 条に定める職員数（同条第 1 項第 2 号柱書に掲げる常勤換算方式による）を配置できない期間が 2 月を超える場合は、その期間及び不足する職員数に応じて、1 月 0.5 人あたり ~~149~~154 千円を減額するか又は既に支払った契約金額から返還を求めることができる。ただし、職員が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の定めによる休暇・休業を取得した場合で、給与の全額を支給している期間は、配置日数に含めることができる。なお、月途中の配置は、通常勤務日の 2 分の 1 以上の配置日数を満たしている場合は、1 月とみなすものとする。

（履行遅延の場合における違約金等）

第 11 条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査（第 9 条第 3 項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定める割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第 1 項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行う

ことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。

＜通常払の場合のみ＞

- 5 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る見積合せに関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を

明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第 4 条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達

するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

- 第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器

具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙の「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

（その他）

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別表（通常払の場合）

対 象 期 間	支 払 額
年 4 月～ 年 6 月	円
年 7 月～ 年 9 月	円
年 1 0 月～ 年 1 2 月	円
年 1 月～ 年 3 月	円
合 計	円

別表（前金払の場合）

請求月	対 象 期 間	支 払 額
年 4 月	年 4 月～ 年 6 月	円
年 7 月	年 7 月～ 年 9 月	円
年 1 0 月	年 1 0 月～ 年 1 2 月	円
年 1 月	年 1 月～ 年 3 月	円
合 計		円

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。ただし、受託者とこの契約による業務を利用する者の間で同意書を取り交わす等して、必要最小限の範囲で関係機関に情報提供等をする場合や、人の生命、身体または財産の保護及び安全の確認等をする場合は、この限りではない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

札幌市障がい者相談支援事業実施業務仕様書

札幌市障がい者相談支援事業実施業務については、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める内容のほか、次のとおり実施すること。

1 職員配置（要綱第 6 条関係）

要綱第 6 条に規定する「常勤」とは、職員が事業所の所定労働時間を通じて勤務していることをいう。

2 業務遂行の留意点（要綱第 8 条関係）

要綱第 8 条に規定する留意点に加えて、下記の点に留意して、業務を行うこと。

- （1） 従事者は、利用者の置かれている状況を把握し、区保健福祉部、福祉サービス提供者等と連携しながら、障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に支援すること。
- （2） 従事者は、利用者に対し、相談の中止及び苦情の申立ての権利があることを伝えて、その実効性について確保するとともに、相談が中止となったが支援が必要と思われる利用者については、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- （3） 従事者は、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有すべき相談利用登録者について、情報交換等により常に関係機関と円滑な関係づくりを図ること。
- （4） 従事者は、設置場所の区や周辺区の指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者を中心とした連携を強化し、計画相談支援及び障害児相談支援が地域全体として円滑に遂行されるよう情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- （5） 従事者は、虐待が疑われる事例の相談を受けた際は、札幌市作成の「障がい者虐待対応マニュアル」に基づき、受け付けた相談を区保健福祉部へ報告すること。

3 報告（要綱第 10 条関係）

要綱第 10 条に規定する事業の報告様式については、別に定める「札幌市障がい者相談支援事業実施状況報告書」とする。

4 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市独自の環境マネジメントシステムに準じ、次に掲げる事項により環境負荷の低減に努めること。
- ア 電気、水道、燃料等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ゴミの減量、リサイクルに努めること。
 - ウ 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
 - エ 業務上適用される環境法令を遵守すること。
 - オ 従業員に上記内容を周知教育すること。
- (2) この業務について、疑義があるとき、またはこの仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ、業務を行うこと。

5 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

札幌市障がい者相談支援事業実施業務 (ピアサポーター配置業務を含む) 仕様書

札幌市障がい者相談支援事業実施業務（ピアサポーター配置業務を含む）については、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める内容のほか、次のとおり実施すること。

1 職員配置（要綱第 6 条関係）

要綱第 6 条に規定する「常勤」とは、職員が事業所の所定労働時間を通じて勤務していることをいう。

2 業務遂行の留意点（要綱第 8 条関係）

要綱第 8 条に規定する留意点に加えて、下記の点に留意して、業務を行うこと。

- (1) 従事者は、利用者の置かれている状況を把握し、区保健福祉部、福祉サービス提供者等と連携しながら、障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に支援すること。
- (2) 従事者は、利用者に対し、相談の中止及び苦情の申立ての権利があることを伝えて、その実効性について確保するとともに、相談が中止となったが支援が必要と思われる利用者については、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- (3) 従事者は、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有すべき相談利用登録者について、情報交換等により常に関係機関と円滑な関係づくりを図ること。
- (4) 従事者は、設置場所の区や周辺区の指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者を中心とした連携を強化し、計画相談支援及び障害児相談支援が地域全体として円滑に遂行されるよう情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- (5) 従事者は、虐待が疑われる事例の相談を受けた際は、札幌市作成の「障がい者虐待対応マニュアル」に基づき、受け付けた相談を区保健福祉部へ報告すること。

3 ピアサポーター配置業務（要綱第 9 条関係）

要綱第 9 条第 1 項第 3 号に規定するピアサポーターを配置し、障がい当事者への支援業務等を行うこととし、別に定める「札幌市障がい者相談支援事業実施状況報告書」において、その活動報告を行うこととする。

4 報告（要綱第 10 条関係）

要綱第 10 条に規定する事業の報告様式については、別に定める「札幌市障がい者相談支援事業実施状況報告書」とする。

5 その他

（１） 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市独自の環境マネジメントシステムに準じ、次に掲げる事項により環境負荷の低減に努めること。

ア 電気、水道、燃料等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ゴミの減量、リサイクルに努めること。

ウ 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものを使用すること。

エ 業務上適用される環境法令を遵守すること。

オ 従業員に上記内容を周知教育すること。

（２） この業務について、疑義があるとき、またはこの仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ、業務を行うこと。

6 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

札幌市障がい者相談支援事業実施業務 (地域支援員配置業務) 仕様書

札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務)については、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める内容のほか、次のとおり実施すること。

1 職員配置(要綱第6条関係)

要綱第6条に規定する「常勤」とは、職員が事業所の所定労働時間を通じて勤務していることをいう。

2 業務遂行の留意点(要綱第8条関係)

要綱第8条に規定する留意点に加えて、下記の点に留意して、業務を行うこと。

- (1) 従事者は、利用者の置かれている状況を把握し、区保健福祉部、福祉サービス提供者等と連携しながら、障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に支援すること。
- (2) 従事者は、利用者に対し、相談の中止及び苦情の申立ての権利があることを伝えて、その実効性について確保するとともに、相談が中止となったが支援が必要と思われる利用者については、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- (3) 従事者は、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有すべき相談利用登録者について、情報交換等により常に関係機関と円滑な関係づくりを図ること。
- (4) 従事者は、設置場所の区や周辺区の指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者を中心とした連携を強化し、計画相談支援及び障害児相談支援が地域全体として円滑に遂行されるよう情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- (5) 従事者は、虐待が疑われる事例の相談を受けた際は、札幌市作成の「障がい者虐待対応マニュアル」に基づき、受け付けた相談を区保健福祉部へ報告すること。

3 地域支援員配置業務(要綱第9条関係)

要綱第9条第1項第4号に規定する地域支援員を配置し、地域支援業務等を行うこととし、別に定める「札幌市障がい者相談支援事業実施状況報告書」において、その活動報告を行うこととする。

災害時要配慮者避難支援活動の推進への協力については、あんしんのまちコーディネート事業のコー

様式 6

ディネーターと連携して地域福祉活動者・団体等を支援すること

4 報告（要綱第 10 条関係）

要綱第 10 条に規定する事業の報告様式については、別に定める「札幌市障がい者相談支援事業実施状況報告書」とする。

5 その他

（１） 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市独自の環境マネジメントシステムに準じ、次に掲げる事項により環境負荷の低減に努めること。

ア 電気、水道、燃料等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ゴミの減量、リサイクルに努めること。

ウ 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものを使用すること。

エ 業務上適用される環境法令を遵守すること。

オ 従業員に上記内容を周知教育すること。

（２） この業務について、疑義があるとき、またはこの仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ、業務を行うこと。

6 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

札幌市障がい者相談支援事業実施業務

(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む) 仕様書

札幌市障がい者相談支援事業実施業務（ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む）については、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める内容のほか、次のとおり実施すること。

1 職員配置（要綱第 6 条関係）

要綱第 6 条に規定する「常勤」とは、職員が事業所の所定労働時間を通じて勤務していることをいう。

2 業務遂行の留意点（要綱第 8 条関係）

要綱第 8 条に規定する留意点に加えて、下記の点に留意して、業務を行うこと。

- (1) 従事者は、利用者の置かれている状況を把握し、区保健福祉部、福祉サービス提供者等と連携しながら、障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に支援すること。
- (2) 従事者は、利用者に対し、相談の中止及び苦情の申立ての権利があることを伝えて、その実効性について確保するとともに、相談が中止となったが支援が必要と思われる利用者については、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- (3) 従事者は、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有すべき相談利用登録者について、情報交換等により常に関係機関と円滑な関係づくりを図ること。
- (4) 従事者は、設置場所の区や周辺区の指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者を中心とした連携を強化し、計画相談支援及び障害児相談支援が地域全体として円滑に遂行されるよう情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- (5) 従事者は、虐待が疑われる事例の相談を受けた際は、札幌市作成の「障がい者虐待対応マニュアル」に基づき、受け付けた相談を区保健福祉部へ報告すること。

3 ピアサポーター配置業務及び地域支援員配置業務（要綱第 9 条関係）

要綱第 9 条第 1 項第 3 号に規定するピアサポーターを配置し、障がい当事者への支援業務を行うとともに、同条同項第 4 号に規定する地域支援員を配置し、地域支援業務等を行うこととし、別に定め

様式 6

る「札幌市障がい者相談支援事業実施状況報告書」において、その活動報告を行うこととする。

災害時要配慮者避難支援活動の推進への協力については、あんしんのまちコーディネート事業のコーディネーターと連携して地域福祉活動者・団体等を支援すること

4 報告（要綱第 10 条関係）

要綱第 10 条に規定する事業の報告様式については、別に定める「札幌市障がい者相談支援事業実施状況報告書」とする。

5 その他

（１） 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市独自の環境マネジメントシステムに準じ、次に掲げる事項により環境負荷の低減に努めること。

ア 電気、水道、燃料等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ゴミの減量、リサイクルに努めること。

ウ 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。

エ 業務上適用される環境法令を遵守すること。

オ 従業員に上記内容を周知教育すること。

（２） この業務について、疑義があるとき、またはこの仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ、業務を行うこと。

6 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

札幌市障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター運営業務） 仕様書

札幌市障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター運営業務）については、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める内容のほか、次のとおり実施すること。

1 業務の開始及び事業の実施場所に関すること

- （１） 市民活動プラザ星園 302 号室（中央区南 8 条西 2 丁目）で、要綱第 9 条第 5 号に規定する各業務を開始すること。
- （２） 事業の実施場所の制約上、事業や業務の実施にあたっては、相談等を行う場合は原則予約制とし、不特定多数の市民が出入りすることがないように留意すること。

2 業務遂行の留意点（要綱第 8 条関係）

要綱第 8 条に規定する留意点に加えて、下記の点に留意して、業務を行うこと。

- （１） 従事者は、利用者の置かれている状況を把握し、区保健福祉部、福祉サービス提供者等と連携しながら、障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に支援すること。
- （２） 従事者は、利用者に対し、相談の中止及び苦情の申立ての権利があることを伝えて、その実効性について確保するとともに、相談が中止となったが支援が必要と思われる利用者については、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- （３） 従事者は、区保健福祉部を始めとする関係機関と情報共有すべき相談利用登録者について、情報交換等により常に関係機関と円滑な関係づくりを図ること。
- （４） 従事者は、全市の指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者との連携を強化し、計画相談支援及び障害児相談支援が地域全体として円滑に遂行されるよう情報共有する等して、必要な支援が図られるようにすること。
- （５） 従事者は、虐待が疑われる事例の相談を受けた際は、札幌市作成の「障がい者虐待対応マニュアル」に基づき、受け付けた相談を区保健福祉部へ報告すること。

3 職員配置（要綱第 6 条関係）

要綱第 6 条に規定する「常勤」とは、職員が事業所の所定労働時間を通じて勤務していることをいう。また、やむをえず、相談員の配置に係る業務を他の障がい者相談支援事業を行う者等（以下、「出

様式6

身法人」という。)に委託する場合は、その人工の合計は2.0人を上回らないこととするとともに、札幌市に協議を行うこと。この場合であっても、各障がい者相談支援事業所においては、要綱第6条及び第9条に規定する職員配置基準を下回ってはならないこと。なお、他の障がい者相談支援事業を行う者等への委託料については、人件費相当分のみとし、事務費等については受託者負担とすること。

なお、基幹相談支援センターの業務内容は要綱第9条に規定しているとおり、障がい者相談支援事業者等の支援が中心となるため、基幹相談支援センターに配置する職員については2名以上が以下の条件をすべて満たしていることとする。

- (1) 要綱第6条第1項第2号ア(ア)に規定する専門職の資格を有していること
- (2) 相談支援従事者研修(基礎)を修了していること
- (3) 要綱別記3に規定する有資格者の障がい児者相談支援にかかる実務経験を1年以上有すること(札幌市障がい者相談支援事業の実務経験を有していることが望ましい)

ただし、職員のスキルアップのために受託者及び出身法人で支援していたケースについて、一部支援を継続する、引継ぎを行うなどの業務が発生するため、その業務量については、受託者の職員については業務量全体の1割、出身法人の職員については業務量全体の2割を超えないことを条件に行うことができることとする。

4 基幹相談支援センター運営業務(要綱第9条関係)

要綱第9条に規定する職員を配置し、委託相談支援事業者の支援、計画相談・地域相談の推進等を行うこととする。また、法第77条の2第5項の規定に基づき、関係機関や関係者との連携に積極的に努めること。なお、各業務の具体的な内容は下記のとおり。

- (1) 札幌市障がい者相談支援事業者の支援業務
 - ア 委託相談支援事業所、相談員の後方支援、スーパーバイズ
 - イ 委託相談支援事業所間の業務の均衡を図るため、札幌市自立支援協議会相談支援部会と連携しつつ、必要な事項を調整すること
 - ウ 専門性の高い相談支援(区相談支援事業等との連携ケース)
 - エ 障がいのある方の権利擁護
- (2) 計画相談支援の推進業務
 - ア 委託相談支援事業者とそれ以外の指定特定相談支援事業者との連携強化
 - イ 計画相談支援に必要な技術の研修
 - ウ サービス等調整会議及びサービス担当者会議への参加、助言
 - エ サービス等利用計画の評価、助言

様式6

オ 緊急性、専門性の高い計画相談支援の実施

(3) 障害児相談支援の推進業務

- ア 委託相談支援事業者とそれ以外の障害児相談支援事業者との連携強化
- イ 障害児相談支援に必要な技術の研修
- ウ サービス等調整会議及びサービス担当者会議への参加、助言
- エ 障害児支援利用計画の評価、助言
- オ 緊急性、専門性の高い障害児相談支援の実施

(4) 地域相談支援の推進業務

- ア 委託相談支援事業者とそれ以外の指定一般相談支援事業者との連携強化
- イ 地域相談支援に必要な技術の研修
- ウ 地域相談支援の実態調査等

(5) 障がい当事者による相談支援活動の支援業務

- ア ピアサポーター配置事業所への支援
- イ 今後のピアサポーター配置事業の検討

(6) 札幌市自立支援協議会の事務局業務

- ア 市協議会の事務局
- イ 相談支援部会の事務局
- ウ 各部会等への参加
- エ 各部会を含む札幌市自立支援協議会の広報活動

(7) その他札幌市長が必要と認める業務

- ア 各種相談機関、障害福祉サービス事業所等との連携
(札幌市が主催する個別支援計画研修等及び北海道が主催する相談支援従事者研修等、障がい者相談支援に関連する研修への参画。また、障がい者相談支援事業所の職員を各種研修等講師として派遣するための調整)
- イ 基幹相談支援センターの広報活動
- ウ 基幹相談支援センター職員の資質向上
- エ 基幹相談支援センター運営委員会の事務局

5 報告（要綱第10条関係）

要綱第10条に規定する事業の報告様式については、別に定める「札幌市障がい者相談支援事業（基

様式 6

幹相談支援センター運営業務）実施状況報告書」とする。

6 その他

（１） 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市独自の環境マネジメントシステムに準じ、次に掲げる事項により環境負荷の低減に努めること。

ア 電気、水道、燃料等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ゴミの減量、リサイクルに努めること。

ウ 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。

エ 業務上適用される環境法令を遵守すること。

オ 従業員に上記内容を周知教育すること。

（２） この業務について、疑義があるとき、またはこの仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ、業務を行うこと。

7 契約期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。